赤い羽根 新型コロナウイルス対策活動助成募集要項（第６次募集）

1. 助成の目的

現在、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスは、県民生活にも大きな影響を及ぼしており、雇い止めや休業などによる経済的な困窮に加え、地域におけるつながりの希薄化や孤立・孤独が深まっている状況が深刻です。

沖縄県共同募金会では、コロナ禍の中で取り組まれている多様な支援活動を応援するため、事業費の助成を行います。

1. 助成対象となる団体
2. 助成の対象となる団体は、NPOやボランティアグループ等の非営利組織で、主に次に掲げる団体とします。
   1. 特定非営利活動法人（NPO 法人）
   2. ボランティアグループ等任意団体（未法人）
   3. 社会福祉法人
   4. 公益法人及び一般社団・財団法人
   5. その他、非営利団体・組織
3. 助成対象となる団体の資格は、下記の要件をすべて満たすものとします。
   1. コロナ禍で生活に困難を抱える人の支援を目的とする非営利の団体
   2. 応募時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること（活動年数は不問）
   3. 団体名義の入った金融機関口座を有していること
   4. 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
4. 助成対象期間

令和２年12月1日～令和３年３月15日（この期間に行われた事業の経費に助成します。 ）

※助成申請前であっても、この期間の事業の経費が助成の対象となります。

※活動期間の延長が必要な特別の事情がある場合、延長前にご相談ください。

1. 助成対象プログラム
2. 子どもの居場所支援・学習支援・食事提供の取組

子ども達（親子含む）が、放課後、夜間、休日など孤立することなく、気軽にすごすことができる居場所（食事支援等）の提供や、小中高校生等に対する無料又は低額で学習支援を行う活動。

1. 子どもや女性の緊急避難先（シェルター）の提供

家庭内の虐待や育児放棄などによって自宅で暮らすことができない子どもや女性の緊急避難を受け止めるシェルターを運営する活動。

1. 子どもの一時預かり

　保育園等における子どもの一時保育やファミリーサポートセンターにおける一時預かりを無償で行う取組。

1. 個人や家族の困窮、孤立等の問題に関する相談・支援の取組

困窮、孤立、育児、介護など個人または家庭内の問題に関する相談・支援を行う活動。食品・食材などを無償で提供する活動。

1. その他、助成の目的に合致し本会会長が必要と認めるもの
2. 助成額の上限、対象経費等について
   1. 助成額は、１団体３０万円以内です。 自己負担金は不要ですが、内定額以上の支出があった場合のみ内定額を助成できます。期間内の支出済額が内定額に満たない場合は、支出済額を助成します。
   2. 助成対象となる経費は、「４ 助成対象プログラム」に直接必要な経費とします。
      * 団体スタッフの人件費・報酬、団体事務所の家賃・水道光熱費は助成対象になりません。ただし、臨時的スタッフ・講師等への報酬、食材等の保管倉庫や活動場所等の借上げ料は対象となる場合がありますので、助成申請書の提出前にご相談ください。
   3. 公的補助金又は民間助成金等を受けて実施する事業については、原則として対象外としますが、補助金・助成金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、助成することができるものとします。

* ③に該当する事業申請を行う際は、助成申請書の提出前にご相談ください。

1. 助成応募期間・申請方法・提出書類
2. 応募期間

令和２年12月28日（月）～令和３年１月20日（水）必着

1. 応募方法
   1. 沖縄県共同募金会ホームページ（http://www.okishakyo.or.jp/kyoubo/）から様式データファイルをダウンロードし、所定の提出書類に必要事項を記入の上、応募期間内に沖縄県共同募金会まで郵送又は電子メールでご提出ください。
   2. 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保存してください。
2. 提出書類
   1. 申請かがみ【様式１】
   2. 助成申請書【様式２】
3. 助成金の交付、精算、活動報告
4. 助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出してください。事業報告書を確認の上、内定額を精算払いします。

【活動報告提出書類】

1. 報告かがみ【様式３】
2. 助成事業報告書【様式４】
3. 支出費用の領収書（写し）※原本証明（別紙1）を添付
4. 活動状況のわかる写真　２～４枚
5. 助成金請求書（別紙2）
6. 寄付者へのメッセージと写真の広報（HP,情報誌）掲載承諾書（別紙3）
7. 助成金の支出期限（領収書の日付）は、原則として令和３年３月15日（月）までです。支出額が内定額に足りない場合、支出済額が助成額となります。

※活動期間の延長により領収書の日付が令和３年３月15日以降になる場合はご相談ください。

1. 助成申請～助成金交付のスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 申請期限 | 令和３年１月20日（水） |
| 審査・内定 | 令和３年１月下旬 |
| 活動報告期限  （原則） | 令和３年３月15日（月）  ※助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出していただければ早めに助成金を交付できます。 |
| 助成金交付 | 事業報告書提出から概ね10日以内 |

1. お問い合わせ・書類送付先

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1　沖縄県総合福祉センター

ＴＥＬ 098-882-4353 ＦＡＸ 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp